

和解することについて

損害賠償請求事件に関し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年9月2日 提出

霧島市長 前田 終 止

記

1 和解の相手方（控訴人）

住 所 愛知県
氏 名 控訴人1
住 所 鹿児島県
氏 名 控訴人2
住 所 鹿児島県
氏 名 控訴人3

2 事件名

福岡高等裁判所宮崎支部 平成26年（ネ）第16号 損害賠償請求控訴事件
（第1審）鹿児島地方裁判所加治木支部 平成24年（ワ）第101号 損害賠償請求事件

3 事件の概要

平成23年3月8日午前9時15分頃霧島市国分中央一丁目14番55号先路上において、控訴人1（原審原告）が自家用原動機付自転車を運転中、市道上に存在した穴ぼこ付近でバランスを崩し、対向車線へ進行したところ、対向してきた軽四輪貨物自動車と衝突し、脳挫傷の障害を負ったことにつき、当該軽四輪貨物自動車の運転手には車両衝突を回避するための措置を採らなかった過失により事故を惹起させたものとして、市には道路の設置又は管理に瑕疵があるとし、控訴人1に対して連帯して金64,850,296円及びこれに対する平成23年3月8日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを、控訴人2及び3（いずれも原審原告）に対して連帯してそれぞれ1,004,060円及びこれに対する平成23年3月8日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを求める訴えが鹿児島地方裁判所加治木支部に損害賠償請求訴訟として提起されたが、平成25年12月2日原告らの請求をいずれも棄却する判決が言い渡された。

この判決を受け、原告らは判決の全部を不服とし、平成25年12月17日福岡高等裁判所宮崎支部に控訴を提起した。

本訴訟は、第1、2審を通じ、13回の口頭弁論等を経てきたが、今般、裁判所から和解勧告がなされたものである。

4 和解の内容

- (1) 被控訴人は、控訴人に対し、本件見舞金として金200万円を支払うものとし、同金員を和解成立日から1箇月以内に、控訴人ら代理人指定の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被控訴人の負担とする。
- (2) 控訴人らは、その余の請求を放棄する。
- (3) 控訴人らと被控訴人の間には、本件に関し、本和解条項で定めるほか、他に何らの債権債務のないことを確認する。
- (4) 訴訟費用は、第1、2審を通じ、各自の負担とする。

5 和解の理由

本事件は、福岡高等裁判所宮崎支部から和解勧告がなされたことにより、和解しようとするものである。

(提案理由)

福岡高等裁判所宮崎支部 平成26年(ネ)第16号 損害賠償請求控訴事件について、同裁判所の和解勧告に基づき、和解するため、議会の議決を求めるものである。